

許 可 証

住 所 千葉市稲毛区山王町289番地1
氏 名 株式会社サン・クリーンサービス
代表取締役 山 浦 良 一 様

八千代市長 服 部 友 則



令和8年1月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	<ol style="list-style-type: none"> 千葉市稲毛区山王町289番地1 株式会社サン・クリーンサービス 八千代市上高野字木戸場1728番地6 株式会社サン・クリーンサービス 八千代支店 八千代市上高野字笹立1950番地1, 1933番地8 株式会社サン・クリーンサービス 資源リサイクルセンター
取扱い廃棄物の種類	<p>一般廃棄物(ごみ) ※処分業については、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 廃プラスチック類(ペットボトルに限る) 自社処理施設で手分解により処理可能なもの(「特定家庭用機器再商品化法」における対象品目を含む)
収集運搬又は処分の別	収集・運搬・処分(中間処理)
許可番号	第18号
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
許可区域	八千代市全域 ※処分業については、上記営業所の所在地の2及び3に限る。
条 件	<ol style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」, 「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」その他関係法令等を遵守すること。 市及び関係機関の指導に従うこと。 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条に規定する搬入手数料については、遅滞なく納入すること。 処分業については、月ごとの搬入・搬出量及び処理量の報告書を作成し、市へ提出すること。

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。